



体験入学・一時入学等 アンケートより

今年も、延べ70名の幼児児童生徒の皆さんが現地校の夏休みに伴い日本へ一時帰国して、日本の学校に体験入学・一時入学等（以下体験入学）をしてきました。以下は、いただいたアンケートからの抜粋です。（全て小学校）

<体験入学の期間>

6月の現地校の修了から日本の学校の1学期終業式までがほとんどで、キャンプなどの校外活動・地域活動にも参加されたお子さんもいたようです。

体験入学期間は最長で28日間、最短で5日間、平均14日間でした。



<手続きと様々な対応>

一口に体験入学といっても、その受け入れ態勢に統一したきまりがあるわけではありません。つまり、受け入れ先次第ということです。アメリカからE-mail等で当該学校と打ち合わせておき、帰国後学校に行って校長先生等と面会し、体験入学（短期留学体験とする学校も）とするなど、比較的短期の場合はこのケースが多いようです。

一方、一時帰国者が多い都市部では、役所で転入手続きをした後で教育委員会に出向くという、国内での転入手続きと同じ事を要求する事例もあったようです。その際は、「教科書給与証明書」が必要だといわれたケースもありました。本校でも、要請があれば「教科書給与証明書」の発行を行っています。

逆に、体験入学するのにいちいち転入手続きをしないでほしいと言われたケースもあったそうです。短い日数の場合は行政事務処理上対応できないのかもしれませんが、また、制服、上履き、副教材の購入を求められるもあったそうですが、これも学校ごとの判断によると思います。ただ、一度筋道を付けたらその後はスムーズに受け入れ、または体験入学を待っていてくれるという学校もありました。七夕の織り姫・彦星ではありませんが、年に一度の出会いを待っていてくれるというのは、うれしいですね。

<授業について>

日本の学校では、例年6月から7月の終業式にかけての時期は、学期末の試験が終わり、まとめの授業に加えていろいろな特別活動が入る時期でもあります。授業をはじめ、日本の学校文化としての給食、清掃、集団登校などに戸惑いながらも楽しかった

と応えているお子さんが多いようです。学習内容の進度については、教科書が違っていたので一概には言えないようです。そもそも、1学期のまとめの時期でもあり、まとめテストやプロジェクトのまとめ活動



などで、一緒に活動ができなかった例もあったようです。逆に、周りの子どもたちがいろいろと教えてくれたり、学校・先生方のサポートがよかったりで、子どもの日本語が上達したという報告もありました。

こちらでは体験できないプール学習についても、対応は様々でした。（後述します）

<その他>

授業の様子などの写真撮影が許可されなかった事例がありました。お気持ちは分かりますが、時節柄致し方ないかと思います。（補習校でもそのようにお願いしています。）

<体験入学中の怪我等への対応>

プール学習ができなかった事例にあるように、**体験入学で活動中の事故や怪我については、受け入れ先学校の心配の種**です。日本の公立学校では、授業や活動中に負った怪我等に対応する「**日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度**」に全員加入しています。（私立校は各校へお問い合わせください）ホームページによると、**一時帰国による体験入学の場合も加入は可能**とのことですので、該当校にお申し出の上掛け金（今年度実績920円）をお支払いください。詳しくは、「日本スポーツ振興センター」のホームページでご確認ください。（加入同意書には、英語版もあります）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>

